

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（抜粋）

（目的）

第 1 介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号、以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第 2 第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成 1 4 年 4 月 1 日）第 1 条及び第 3 条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

第 2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

ただし、療養病床（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の転換先の施設等の指定等に関する事項を除く。

一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型介護老人福祉施設（法第 8 条第 2 2 項）を除く。）

老人福祉法（昭和 3 8 年 7 月 1 1 日法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 4 項及び第 6 項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第 4 8 条第 1 項第 1 号の指定に関する事項

二 介護老人保健施設

法第 9 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の許可に関する事項

三 介護医療院

法第 1 0 7 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の許可に関する事項

四 特定施設（地域密着型特定施設（法第 8 条第 2 1 項）を除く。）

法第70条第4項、第5項及び法第70条の3の指定に関する事項

ただし、法第41条の指定を受け混合型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム及び有料老人ホームが、「混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員」を変更しようとする場合であって、その変更後の数が、次のいずれかに該当する場合の変更に関する事項を除く。

ア 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第3項及び第16条第2項の規定に基づき届け出がなされている「入所定員」の数以内であるとき。(市町村等の養護老人ホーム)

イ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づき認可を受けている「入所定員」の数以内であるとき。(社会福祉法人の養護老人ホーム)

ウ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第29条第1項及び第2項の規定に基づき届け出がなされている「入居定員」の数以内であるとき。(有料老人ホーム)

(既存数の公表)

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等(以下「既存数」という。)を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

(事前相談)

第4 第2の各号に規定する指定等を受けようとする者(以下「設置予定者」という。)は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票(介護老人福

祉施設、介護老人保健施設及び特定施設にあっては様式 1 及び様式 1－1) を当該施設等が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び当該市町村が属する圏域を管轄する福祉相談センターへ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センターに提出するものとする。

- 一 前年度の 3 月末日の既存数が公表されてから当該年度の 5 月末日まで
- 二 当該年度の 9 月末日の既存数が公表されてから 11 月末日まで

2 福祉相談センターは、事前相談票の提出を受けるに当たり設置予定者に対し、整備又は指定等予定年度、土地・建物等の確保の方法及び事業運営方法等について確認するものとする。

また、当該市町村に対して、前項の各号の規定により提出のあった事前相談票の施設等の指定等に関する参考意見(様式 2)を求めるものとする。

3 事前相談票につき当該市町村の参考意見を求めた後、福祉相談センターは、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」(平成 14 年 4 月 1 日付け健康福祉部長通知)に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。ただし、介護老人保健施設に係る事務局案作成に当たって、特に医療関係団体等との連絡調整が必要な場合には、福祉相談センターは、保健所に必要な情報を速やかに伝達し、協力依頼を行うものとする。

(意見聴取及び連絡調整の基準)

第 5 第 4 第 1 項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第 118 条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。

二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

なお、県計画の当該計画期間を越える前倒し（最終年度の整備目標値を越える整備）については、圏域内の原則全市町村が特別に必要と認め、かつ、高齢福祉課が同意した場合に限るものとする。

三 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）／当該市町村計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。

四 当該市町村計画の利用見込量を超える場合の調整に当たっては、別に定める施設等整備の基本事項、当該市町村における施設等の整備状況及び整備の考え方などを総合的に勘案するものとする。

ただし、同条件、同順位の場合は、抽選で決める。

五 第二号及び第三号の規定にかかわらず、当分の間、第2第四号に定める特定施設のうち混合型特定施設については、既に混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設が老人福祉法の規定により既に届け出がされた入所定員及び入居定員又は認可された入所定員の数以内で混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員を増加させるものを優先することとする。

《以下第6から第14省略》

介護保険施設等の指定等に関する手続きの流れ

- 1 整備枠の公表（毎年4月下旬または10月下旬頃）
 - 各老人福祉圏域における3月末または9月末時点の既存数及び整備枠の状況について公表
- 2 事前相談票の提出（整備枠の公表時から5月末または11月末まで）
 - 提出先：県福祉相談センター地域福祉課及び市町村
（東三河広域連合構成市町村の整備については、東三河広域連合へお尋ねください。）
- 3 整備予定市町村への確認及び意見聴取（県→市町村）
 - 施設の整備等に関する意見
- 4 圏域における調整
 - 県の介護保険事業支援計画における施設種別の圏域ごと、年度ごとの整備目標値から既存数を差し引いた数の範囲内であること（※）
※ 施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が認める場合は、年度ごとの整備目標値を超えても承認される場合があります。
 - 圏域内においてバランスの取れた施設配置であること
- 5 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
 - 圏域における調整内容をもとに、保健医療福祉推進会議において意見聴取及び連絡調整を行います。
- 6 圏域保健医療福祉推進会議の結果の伝達
 - 事前相談票を提出されたすべての方（法人）に保健医療福祉推進会議の結果について文書で通知します。
- 7 着工、指定申請
 - 指定申請書の提出先は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設、介護医療院については県高齢福祉課、特定施設については整備予定市町村により尾張福祉相談センター・西三河福祉相談センターのいずれかの地域福祉課となります。
 - （注）平成24年4月から指定都市及び中核市に、平成30年4月から東三河広域連合に、介護サービス事業者等の指定権限が委譲されましたので、名古屋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び東三河広域連合構成市町村における整備については、当該地方公共団体の介護保険担当課へ提出してください。
- 8 指定（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設）